

01 国民健康保険

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 国民健康保険についてお知らせします

新しい被保険者証の有効期間は、8月1日（木）から令和7年7月31日（木）までです。

被保険者証	7月中に特定記録で郵送
限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証	8月1日以降適用分については、あらためて申請が必要

※ 有効期限を経過した被保険者証等は、ご自身で処分をお願いします。

▼ 通知書と納付方法

世帯主宛てに納税通知書を発送しますので、納期限までに納付してください。

	納付方法	発送時期
特別徴収	支給される公的年金から、あらかじめ保険料を天引き	8月中旬
普通徴収	納付書、口座振替等で納付（決定通知書に納付書も同封）	7月中旬

▼ 本年度の保険税率

- ・ 国保加入者全員の①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分を合計して計算します。
- ・ それぞれに上限（限度額）が設けられており、令和6年度より後期高齢者支援金分が、22万円から24万円へ見直しがありました。下表でご確認ください。

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分 (40歳～64歳未満)
所得割	(前年の総所得金額-43万円) × 7.4%	(前年の総所得金額-43万円) × 2.9%	(前年の総所得金額-43万円) × 2.5%
均等割 (1人あたり)	36,000 円	17,000 円	18,000 円
18歳未満の均等割 (1人あたり)	18,000 円	8,500 円	—
限度額	650,000 円	240,000 円	170,000 円

※18歳未満の均等割は、所得による軽減制度に該当の方は軽減に応じた額となります。

▼ 簡易申告

下記に該当する方は、令和5年中の収入の簡易申告をしてください。

- ・ 令和6年1月2日以降に入国した方
- ・ 令和6年1月1日時点で海外に居住していた方

※令和5年中に日本で収入があった方は、給与明細等の収入が確認できるものをお持ちください。

▼ 負担軽減制度

負担を軽減するため、下記の取り組みを実施します。

	対象	減免割合
未就学児軽減	未就学児の均等割	均等割を5割軽減
市独自減免	7歳（小学生）～18歳未満 （4月1日時点）	均等割を5割減免
出産被保険者の減額	出産する（出産した）被保険者	出産被保険者について、国保税 算出税額の対象月数分を免除
所得による軽減	世帯主と国保加入者の前年中の所得 額の合計（対象所得）が一定額以下	均等割の一部を軽減

- ・令和6年度から、所得による軽減の対象範囲が拡大されました。
- ・令和6年1月から、出産被保険者の国保税の減額制度が始まりました。この制度の適用を受けるには、届け出が必要となります。詳細は、お問い合わせください。

▼ 軽減判定所得基準表

対象所得が所得基準額計算表に該当する場合、それぞれの割合で均等割が軽減となります。

軽減割合	所得基準額計算表
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
5割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） + [29.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数の合計）] 以下の世帯
2割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） + [54.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数の合計）] 以下の世帯

※対象所得：世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計

※給与所得者等：一定以上の給与所得者と公的年金の支給を受ける方

- ・軽減には、世帯主および国保世帯員全員の住民税課税情報が必要です
- ・この軽減制度に申請手続きは不要です。基準に該当する世帯は、自動的に軽減されます。

※世帯の国保加入者の中に未申告の方がいる場合は、軽減が適用されません。

※高額療養費の自己負担限度額の負担区分にも影響を及ぼしますので、収入が無い場合も必ず申告をしましょう。

マイナ保険証を利用しましょう！

国民健康保険証、後期高齢者医療保険者証は、**12月2日（月）以降、現行の保険証が原則廃止**となります。健康保険証等の再発行や新規発行は行わず、保険証の代わりとなる「資格確認証書」を交付する予定です。今後は、マイナンバーカードを保険証として登録し、マイナ保険証として利用しましょう。

※今回送付する被保険者証は、令和7年7月31日（木）まで使用できます。

すでにマイナ保険証に登録している方は、積極的に利用してください！こんなメリットが

- ①医療費 20 円節約
- ②薬や健康診断情報の共有
- ③高額医療費限度額申請の免除



02 後期高齢者医療保険

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 後期高齢者医療保険についてお知らせします

新しい被保険者証の有効期間は、8月1日（木）から令和7年7月31日（木）までです。

被保険者証	7月中旬に特定記録で郵送
限度額適用認定証（水色） 限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）	引き続き交付対象となる方は、被保険者証更新の際に併せて郵送

※ 有効期限を経過した被保険者証等は、ご自身で処分をお願いします。

▼ 通知書と納付方法

保険料決定通知書を発送しますので、納期限までに納付してください。

	納付方法	発送時期
特別徴収	支給される公的年金から、あらかじめ保険料を天引き	8月中旬
普通徴収	納付書、口座振替等で納付（決定通知書に納付書を同封）	7月中旬

▼ 本年度の保険料率

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

均等割額	47,500 円	
所得割率	9.00%	賦課のもととなる金額が 58 万円以下の方
	9.66%	賦課のもととなる金額が 58 万円超の方

▼ 保険料の納め方の変更

特別徴収による納付は、申請することで普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。

①金融機関で口座振替の申し込み手続き

②手続き後、国保年金課（玉造庁舎）・麻生総合窓口（麻生庁舎）・北浦総合窓口（北浦庁舎）で変更の申請

※口座振替をした方の社会保険料控除として適用できるため、世帯全体での住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります。（口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません。）

広告

**神栖・鹿島セントラル
法律事務所**

お気軽にご相談ください

☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館 5 階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル

03 国民年金

【問い合わせ】
 国保年金課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111
 ねんきんダイヤル
 ☎ 0570-05-1165

■ 国民年金保険料が免除される制度についてお知らせします

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料が免除または納付猶予される制度があります。令和6年度の申請受け付けは、7月から開始されます。

全額免除・一部免除 (割合は、以下の表を参照)	本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は、前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除
特例免除	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）され、納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除
納付猶予制度	50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は、前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予
学生納付特例制度	学生の方で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は、前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予

▼ 全額免除・一部免除の割合と受け取る年金額の割合

免除の割合	受け取る年金額の割合
全 額 免 除	2分の1
4分の3免除	8分の5
半 額 免 除	8分の6
4分の1免除	8分の7



▲日本年金機構
ホームページ

※免除が承認された場合、保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は減額されます。詳細は、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）をご確認ください。

国民年金の手続きは電子申請（マイナポータル）で！

国民年金第1号被保険者の国民年金の手続きについて、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナポータルの「利用者登録」が必要です。

▼ 対象手続き

- ・第1号被保険者加入の届出
(退職後の厚生年金からの変更等)
- ・免除・納付猶予の申請
- ・学生納付特例の申請

▼ メリット

- ・24時間365日申請ができる
- ・スマートフォンから申請ができる
- ・処理状況も申請結果も確認できる



▼ 「マイナポータル」とは

行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

詳細は、マイナポータル（<https://my.na.go.jp>）サイトをご確認ください▶



04 介護保険

【問い合わせ】
介護福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 介護保険についてお知らせします

介護保険負担割合証 (白色)	・ 要介護・要支援認定を受けている方や事業対象者の方に交付され、サービスを利用するときに介護保険の保険証と一緒に提示していただく証明書 ・ 8月1日以降適用分は、申請手続きは不要（7月下旬に郵送）
介護保険負担限度額 認定証（白色）	・ 所得の低い方が施設サービスを受けるときに提示すると、居住費と食費の自己負担額が上限額までとなる認定証 ・ 8月1日以降適用分は、あらためて申請手続きが必要 ※現在交付されている方へは、8月以降適用分の申請書類を郵送します。

▼ 通知書と納付方法

保険料決定通知書と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残額についての納入通知書を送付します。

	納付方法	発送時期
特別徴収	支給される公的年金から、あらかじめ保険料を天引き	8月上旬
普通徴収	納付書、口座振替等で納付（決定通知書に納付書を同封）	8月上旬

※年度中に65歳となった方や転入された方で、年金を年額18万円以上受けている方については、当初は普通徴収扱いとなり、特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。ただし、年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構から特別徴収対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収扱いとなります。

▼ 普通徴収の納期限

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月30日(火)	7月1日(月)	9月2日(月)	10月31日(木)	12月25日(水)	2月28日(金)

▼ 本年度の保険料率

- ・ 本人・世帯の市民税課税額と、本人の前年所得などをもとに、段階別に計算します。
- ・ 第9期（令和6年度から令和8年度まで）は、13段階としました。詳細は、市報行方4月号をご確認ください。

(年額)

確定した
令和6年度保険料額

－

(仮徴収)

特別徴収	4・6・8月
普通徴収	第1・2期

=

(本徴収・以降の納期に振り分け)

10・12・2月の3回
第3・4・5・6期の4回

広告

サマージャンボ

7億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円/前後賞各1億円

PCやスマホで
ネット購入!

宝くじ公式サイト

2024年市町村振興宝くじ

サマージャンボ

5千万円

当選の
チャンス広がる!

1等前後賞合わせて
5,000万円
9等3,000万円
10等宝くじ1,000万円

7月8日 同時発売

発売期間/7月8日[月]~8月8日[木]

抽せん日/8月23日[金]

各1枚 300円

★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。
★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

宝くじに関するお問合せ/0570-01-1192[宝くじコールセンター]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

▼ 居住費の基準額などの変更

- ・施設のサービス利用において支払う居住費等や食費には、基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、令和6年8月から居住費の基準費用額が改定されます。
- ・それに伴い、介護保険負担限度額認定証を提示して受けられる「特定入所者介護サービス費」（居住費・食費の軽減）も、下表のとおり金額が変わります。

※食費の基準費用額、軽減額は変わりません。

利用者負担段階		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
				介護老人保健施設 介護医療院短期 入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
第 1 段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護受給者等	820 円 ↓	490 円 ↓	490 円 ↓	320 円 ↓	0 円
		老齢福祉年金受給者	880 円	550 円	550 円	380 円	
前年の合計所得金額 ＋ 年金収入額が 80 万円以下の方		820 円 ↓ 880 円	490 円 ↓ 550 円	490 円 ↓ 550 円	420 円 ↓ 480 円	370 円 ↓ 430 円	
前年の合計所得金額 ＋ 年金収入額が 80 万円超 120 万円 以下の方		1,310 円 ↓ 1,370 円	1,310 円 ↓ 1,370 円	1,310 円 ↓ 1,370 円	820 円 ↓ 880 円	370 円 ↓ 430 円	
前年の合計所得金額 ＋ 年金収入額が 120 万円超の方		1,310 円 ↓ 1,370 円	1,310 円 ↓ 1,370 円	1,310 円 ↓ 1,370 円	820 円 ↓ 880 円	370 円 ↓ 430 円	

05 市民意識調査

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 調査へのご協力をお願いします

市では、令和6年度行方市民意識調査を実施しています。市の住みよさや愛着度、市民ニーズや満足度を把握・分析することで、今後の市政運営や政策立案に生かすことを目的としています。市の持続可能な発展のために、積極的な回答をお願いします。

▼ 期間

7月1日（月）～31日（水）

▼ 対象

市内に居住する満18歳以上の方（令和6年7月1日現在）

▼ 調査方法

インターネットまたは調査用紙で回答

※調査用紙は、各庁舎窓口を設置しています。

また、郵送をご希望の方は、政策秘書課政策秘書グループまでご連絡ください。



▲市民意識調査はこちら

06 農業用廃プラスチック収集

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 適正に処理することが法律により定められています

市では、行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会を設置し、農業用廃プラスチックの収集を実施しています。日程、場所、処理費については、市報行方7月号の折り込みチラシをご参照ください。

▼ 収集できるもの

- ・ 農業用塩化ビニール（農ビ）
- ・ 農業用ポリエチレン（農ポリ）
- （例）ハウス等被覆用ポリ、マルチフィルム、ポリコンテナ、水稻育苗箱、肥料袋 等
- ・ その他粗悪品
- （例）あぜなみ、ブルーシート、ビニールホース、緑色マルチフィルム、農薬空き容器、著しいヤケ等でリサイクルできない物 等

▼ 留意事項

- ・ きちんと分別しましょう。ものによっては、収集できず持ち帰っていただく場合があります。
 - ・ 木片、金属片などの異物を取り除いてください。処分機械の破損の原因となります。
 - ・ 3トン車以上での搬入はご遠慮ください。
 - ・ 飛散防止に努めましょう。つづら折りにして、同じ材質のひもでしばってください。
- ※カンレイシャ、遮光ネット、防虫・防風ネット等は、1 m×1 mに切ってから搬入してください。

07 水稻農薬空中散布

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 無人ヘリコプターによる農薬散布を行います

行方市農作物病虫害防除対策協議会では、水稻の病虫害対策の一環として、無人ヘリコプターによる農薬散布を行います。散布の際は、通勤・通学の方々や周辺の車両等の安全に十分留意します。早朝から騒音が発生する可能性があり、ご迷惑をお掛けしますが、危被害防止にご協力くださいますようお願いいたします。

▼ 日程

麻生地区	7月17日（水）・18日（木）
北浦地区	7月23日（火）
玉造地区	7月25日（木）・26日（金）

▼ 時間

4:00～11:00（予定）

▼ 使用薬剤

ビームエイトスターフルゾル
（殺虫・殺菌混合剤）

▼ 留意事項

- ・ 雨天、強風、濃霧等の天候不順により日程が変更となる場合は、防災無線でお知らせします。
- ・ 散布予定の水田付近に駐車している車両等は、事前に移動してください。
- ・ 水田付近のビニールハウスは、散布前日に扉を閉めてください。
- ・ 洗濯物は、散布終了後に干してください。

08 犬・猫の避妊、去勢手術の補助

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 人と動物が共生できるまちを目指します

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護および管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

▼ 補助金対象者

以下の全ての条件を満たす者

- (1) 市に住所を有し、居住している者であること
- (2) 市税等を完納していること
- (3) 獣医師において避妊、去勢手術を行うこと

▼ 補助対象動物

以下の全ての条件を満たす者

- (1) 補助対象者が飼育する犬・猫
- (2) 犬については、補助対象年度に登録および狂犬病予防注射を受けていること
- (3) 補助対象動物は、生後3カ月以上であること

▼ 留意事項

- ・犬の手術の場合、申請者は、市に飼主として登録をしている方の名前で申請してください。
- ・犬・猫共に、申請者、領収書宛名、振込口座名義は、全て同じ方をお願いします。
- ・補助金の予算額が無くなり次第、終了となる場合があります。

▼ 補助額

【避妊手術】犬・猫1頭 4,000円

【去勢手術】犬・猫1頭 3,000円

▼ 申込先

環境課（北浦庁舎）

麻生総合窓口（麻生庁舎）

玉造総合窓口（玉造庁舎）

市公式ホームページから
電子申請できます▶



09 水道料金の減免

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ 住民生活や経済活動を支援するため、基本料金を減免します

市は、物価高騰対策支援施策として、水道料金の基本料金3割を減免します。なお、この減免措置についての手続きは不要です。

▼ 減免額

基本料金を3割減免 [一般用] 1カ月あたりの減免額：792円（消費税込み）

▼ 対象期間

地区	期間
玉造	令和6年6月使用分から令和6年11月使用分までの6カ月間 (令和6年8月から令和7年1月までの請求分)
麻生 北浦	令和6年7月使用分から令和6年12月使用分までの6カ月間 (令和6年9月から令和7年2月までの請求分)

▼ 注意事項

- ・水道料金のうち基本料金のみ減免の対象であり、基本水量を超えた超過料金、メーター使用料および下水道使用料は、通常どおりの請求となります。
- ・官公庁の施設は、減免の対象外となります。

10 沿道樹木等の適正管理

【問い合わせ】

道路維持課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

鉾田工事事務所道路管理課

☎ 0291-33-2143

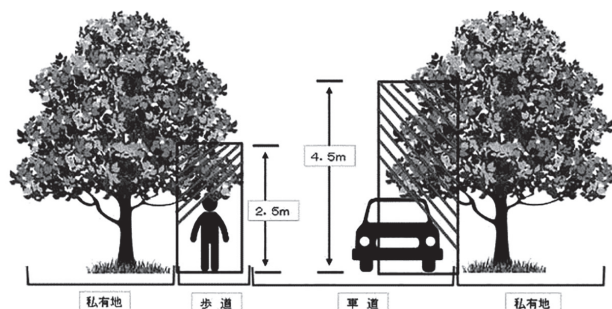
■ 道路上に張り出している樹木等は伐採・せん定をお願いします

道路や歩道に枝が張り出していると、接触したり、枯れ枝が落下したり、木が道路へ倒れたりして、歩行者や自動車の通行に支障となることがあります。これらが原因で歩行者や自動車等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、適正な管理をお願いします。なお、風雨等により建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として、道路管理者がせん定または伐採し、安全確保を行いますので、ご理解をお願いします。

▼ 建築限界とは

（道路法第 30 条および道路構造令第 12 条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するため、車道の上空 4.5 m、歩道の上空 2.5 m の範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。



▼ 樹木等を伐採・せん定するときの留意事項

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業の安全確保、通行車両・歩行者・自転車等への安全確保に十分配慮してください。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」

Lucky FM
88.1/94.6

Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、つくば・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前 10 時 35 分から 5 分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第 2 火曜日の午前 11 時 40 分から 10 分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

広告

JA 教育ローン キャンペーン実施中！！



ネットローンから
仮申込受付中！！

あらゆる教育資金に対応可能！！使い勝手の良いカード型がおすすめです！
詳細につきましては、下記の支店窓口へお問い合わせください。

インターネットからの
お申し込みは、こちら→



なめがたしおさい

本 店 ☎0299-93-5510

神栖支店 ☎0299-92-3881

潮来支店 ☎0299-63-1234

大野支店 ☎0299-69-0079

波崎支店 ☎0479-48-0005

北浦支店 ☎0291-35-2211

鹿嶋支店 ☎0299-83-2181

麻生支店 ☎0299-72-0068

玉造支店 ☎0299-55-0010